

阪口保プロフィール

文教くらし委員
産業基盤強化推進特別副委員長
関西広域連合議会議員
(奈良県代表)

見張り番・生駒代表幹事
元社会科教諭

情報発信しています

・ツイッター
https://twitter.com/sakagutit
・ホームページ
www.sakagutitamotu.com

昨年、西松ヶ丘違法盛り土・辻町イン
ター・ロゴマーク・県職員の超過勤務等に
取り組んできました。
本年も諸課題の解決に全力で邁進する
決意です。特に、行政を監視し、税金の無
駄遣いをなくしてまいります。

謹んで 新春のご挨拶を 申し上げます



奈良県議会報告 阪口保 県政だより

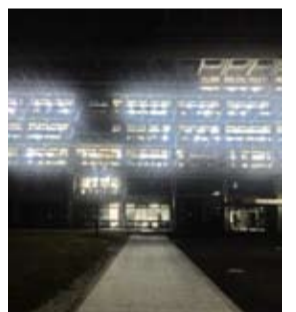


県会議員(無所属)
会派一創生奈良

第22号 2018年1月23日発行

■自宅 〒630-0134
生駒市あすか野北3-1-3
☎0743-78-8435

■ホームページ
www.sakagutitamotu.com



奈良県庁の様子(平成27年5
月午後9時40分頃)

12月定例会 一般質問しました

- ①県職員の超過勤務について
- ②西松が丘住宅地における違法盛り土について
- ③奈良大立山まつりについて

県職員 過労自殺

勤務実態の調査を

田さんに限ったことではなく、
超過勤務については、西
月に実質80時間や時間を超
える残業が当たり前になっ

(2) 県職員の2年間の勤務実態調査
を実施し、個々の職員のサービス残
業の有無を明らかにし、未払い残業
代を一斉支給すべき。

(1) 県職員の超過勤務による過労自
殺と安全配慮義務違反について。
平成29年5月に亡くなっ
た県土マネジメント部砂防
の災害対策課の西田さんの1
月の出勤簿では、時間外勤

質問1 県職員の超過勤務について



関西テレビ報道ランナーが12月県議会の一般質問を放映
＜西田さんの過労自殺を知事に追及＞

務が42時間15分と記載され
ています。
私の調査では、時間外
勤務が約100時間あった
と計算しており、約58時
間の乖離があります。その
約58時間がサービス残業で
あって、労働基準法に違反
をいたします。

ており、二度と、このよう
な痛ましいことが起こらな
いように、一刻も早く、県
職員の超過勤務の実態を把
握すべきです。
また、真のワークライフ・
バランスの確立のために、

任命権者の知事は、産業
医の指摘を受けた翌月も、
西田さんの過重労働が改善
できず、適切な労務管理が
行えなかったことは、安全

1月26日は22時36分、1月
27日は23時39分まで働いて
いるにもかかわらず時間
外勤務がついていません。
また、産業医は、西田さ
んの疲労蓄積度が非常に高
く、これ以上、長時間の時
間外労働が生じないように、
職場における対策と配慮が
必要であると指摘していま
す。

例え、1月13日は打
刻時間(タイムカード入
力)が23時41分で、その時
の時間外勤務が4時間45分
となっており、実際の
の時間外勤務は6時間43分
ではないでしょうか。また、
1月26日は22時36分、1月
27日は23時39分まで働いて
いるにもかかわらず時間
外勤務がついていません。

西田さんの2017年1月分出勤簿(抜粋)

勤務日数:19日 時間外:42時間15分

日付	曜日	正規の勤務時間	打刻時間	時間外勤務時間
12	木	8:35~17:15	8:14~22:35	4時間45分
13	金	8:35~17:15	8:13~23:41	4時間45分
14	土			
15	日		9:07~17:02	6時間
24	火	8:35~17:15	8:11~19:42	
25	水	8:35~17:15	8:10~打刻なし	
26	木	8:35~17:15	8:13~22:36	
27	金	8:35~17:15	7:45~23:39	

職員定数や業務慮の見直し
の検討が必要です。
知事答弁
未払い残業代はないと思
いますので、改めて、過去
の勤務実態調査を行う必要
がないと考えております。

命じた時間外勤務に対し
て超過勤務手当を支給しな
いというような、サービス
残業はないと認識します。
安全配慮義務については
は、当時の所属長は、早く
帰るように声をかけてお
りましたが、産業医の報告

配慮義務違反であります。
知事答弁
時間外勤務という意味
は、職員自らの判断による
ものでなく、管理監督者が、
真に時間外勤務が必要な職
員に対して、適切に命ずる
ことが基本でございます。
命じた時間外勤務に対し
て超過勤務手当を支給しな
いというような、サービス
残業はないと認識します。

再質問
サービス残業に
ついての知事の答弁
が全く理解できません。
ん。1月27日ですと、23時
39分まで県庁にいると、自
宅に着くのは0時39分(通
勤1時間)。
実際は、こなきなければ
ならない仕事がいっぱいあ
る訳で、周りには仕事が辛
いと嘆いており、自発的に
残っていた訳でない。

書を契機にして、一
層声をかけるように
したと聞きます。
人事課の聞き取り
調査では、因果関係
について、自死の原
因が公務と特定され
ているものでないこ
とから、安全配慮義
務違反があったと言
えないと考えます。

ネットで
12月定例会
12月11日代表質問
(質問の様子は、動画で配信中)
奈良県公式ホームページ
検索
→議会→議会インターネット中継→
議会中継を見る→29年12月定例会

阪口保の活動記録

11月

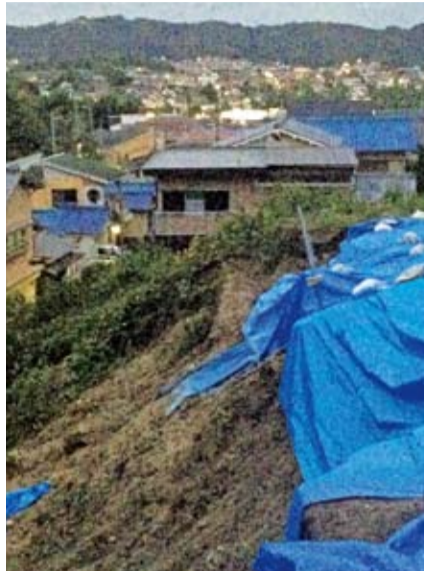
- 1日 関西テレビの取材(県職員の超過勤務と自殺)
- 3日 生駒市西松ヶ丘違法盛り土を視察
近隣の住民の要望を聞き取り
12月県議会で質問のため
- 4日 関西広域連合議会
- 6日~8日 文教くらし委員会の県外視察(熊本教育センター、福岡県立スポーツ科学情報センターなど)
- 9日 関西テレビの2回目の取材を受ける
(県職員の超過勤務と自殺について)
11月16日関西テレビ報道ランナーが特集で放映しました
- 12日 あすか野防災訓練 出席
- 15日 大立山まつり損害賠償の裁判
原告団(阪口)と弁護士の打合せ
- 16日 関西広域連合定例議会
- 17日 奈良県の木材活用促進の事で、相談者と面談
- 19日 あすか野文化祭 出席
- 20日~21日 脱原発を目指す奈良県議員連盟7人が青森県六ヶ所村を視察
- 27日 県職員西田さんの過労自殺の公務災害申請についてご遺族、弁護士、阪口で打ち合わせ
- 28日 [午前]国民文化祭ロゴマークの損害賠償請求の裁判(原告代表)
[午後]産業基盤強化推進特別委員会
- 30日 市民団体と創生奈良会派の意見交流会

12月

- 1日 12月本会議開会
- 6日 県議会
- 7日 県議会
- 8日 [午前]大和郡山の西田さんのご遺族を訪問
11日の一般質問の為、ご遺族と打合せ
[午後]県議会
- 11日 県議会 阪口が一般質問(2日後過労自殺の公務災害申請)
- 12日 文教くらし委員会
- 13日 西田さんの過労自殺について公務災害申請
記者会見 ご遺族、弁護士、阪口が出席
- 15日 本会議 閉会
議第96号 議員報酬額の引き上げに係る議案に反対
- 20日 生駒市地域猫連絡会
- 21日 関西広域連合議会全員協議会(大阪府立国際会議場に於いて)
- 27日 県庁:動物愛護活動家との面談
- 28日 学研北生駒駅ロータリーの視察
- 29日 奈良県スモン病患者を支援する会の活動

市民の要求の実現へ 全力で取り組みます

奈良県議会 12月定例会報告



違法盛り土崩壊
青いビニールシートのところ(約半分)

質問2
西松が丘住宅地における違法盛り土について

(1)人災ではないか?
平成29年台風21号により違法盛り土が崩壊し、生駒市管理の薬師堂川に土砂が堆積してしまいました。今般、盛り土の擁壁に当たる石の蛇籠(じゃかご)が崩壊しています。
私が違法盛り土の崩壊を指摘したのは平成28年4月、知事に質問(県議会で下の画像の部分の擁壁「蛇籠」が崩壊すると指摘)をしたのが平成28年6月で、台風がきたのは平成29年10月でございます。かれこれ1年半たっているわけで、もっと早く、知事が行政代執行を決意していれば、違法盛り土が崩壊していなかった可能性が高と考えます。

知事答弁
平成28年4月に県が現地調査を実施することになりました。ボーリング調査や地盤伸縮計による地盤変動状況を分析し対策工法を検討する必要がありました。二つ目は、行政代執行で実施するに至るまでの法的な根拠の確認が必要でした。

知事答弁
行政代執行に要した費用については、実際に要した費用の額及び納期を定め、違反行為者に対し対して納付を命じることになります。期限までに納付がない場合には、「督促手続」を行い、拒否する場合には、財産の差押等の費用の充當を行う。



画像にある擁壁が全てなくなりました(蛇籠)。県議会で蛇籠の崩壊を指摘。

質問3
奈良大立山まつりについて

*その後、県が行政代執行の為に、事業費2億円を計上

(2)違法盛り土を行った違反行為者に、どのように行政代執行の費用請求を働きかけているのか。



奈良大立山まつりは、平成28年に最も観光客が少なくなる冬季の宿泊観光客の増加を図るために、大規模なイベントを平城宮跡で開催したものです(知事の肝いり)。
私は、奈良大立山まつりの委託業者の選定に当たり、談合の疑惑があったと指摘しております。しかし、来場者数が半減しており、多額の費用をかけているのに、費用対効果の面で課題が出ています。本年の日程は、若草山の山焼きと同じ日です。若草山の山焼きは、毎年多

知事答弁
どのようなお祭りやイベントも定番化し、ブランド化するのに時間がかかりますが、工夫や改善をしながら継続することが大切です。若草山の山焼きと同じ日に開催することについては、大立山まつりを鑑賞していただくことにより、奈良での周遊・滞在の時間が延びるといふ相乗効果を狙ったものです。

くの観光客でにぎわう伝統行事です。若草山の山焼きと大立山まつりの開催の日を同一日にするのは、大立山まつりだけでは観光客を呼ぶことができません。来場者を増やすための数合わせにすぎません。費用対効果の面からいったん中断すべきではないか。